

NEW

感染見舞金について

～業務中に感染症に罹患した場合、見舞金をお支払いします！～

業務中に感染症に罹患し、入院または通院した日数に対して、感染見舞金をお支払いします。

【対象となる感染症】

「感染症法」に定められた感染症類型 1 類から 5 類、その他病原体が体内に侵入、定着、増殖したことにより発熱などの他覚症状が認められる感染症が対象です。

Q 感染した事実があれば、見舞金が給付されますか？

A 業務中の感染により「入院」または「通院」した場合に、見舞金が給付されます。尚、見舞金の請求にあたっては、医師の診断書、所属長の署名、入・通院日数を証明できるもの（診療明細書・領収書等）（いずれもコピー可）が必要になります。

Q 労災が適用された場合は、どうなりますか？

A 労災適用の有無に関わらず、見舞金が給付されます。

Q 給付される金額は？

A 右表の通りです。

感染見舞金額		
入院 見舞金	入院 + 通院日数 31日以上	5万円
	入院 + 通院日数 21日～30日	4万円
	入院 + 通院日数 11日～20日	3万円
	入院 + 通院日数 6日～10日	2万円
	入院 + 通院日数 5日以内	1万円

例えば

検査に来た患者さんが結核に罹っており、うつってしまった。
60日間入院。

感染見舞金 **5万円**

例えば

病院内でインフルエンザが流行っており、同僚からうつってしまった。
1日通院。

感染見舞金 **1万円**